

令和3年度第2回広島県公務災害補償等認定委員会議事録（概要）

- 1 日 時 令和4年1月13日（木）
- 2 委 員 野田委員長，西委員，藤原委員，坂井委員
- 3 議 題 諮問事案について
- 4 担当部署 広島県総務局福利課補償グループ
TEL（082）513-2265

5 会議の内容

〔諮問事案について〕

次の非常勤職員の災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかについて審議し、「審議結果」のとおり取り扱うことが適当とされた。

事案番号	被災職員の所属	災害の概要	傷病名	審議結果
1	総務局	統計調査中，被災職員が道端で倒れているのを通行人が見つけ，救急車で搬送されたが，その後死亡が確認されたもの。	心筋梗塞の疑い	公務外の災害
2	危機管理監	被災職員が机の上に上がって飛沫シートの固定作業を行った後，椅子から降りようと，コロの付いた椅子に右足をかけて重心を移したところ，椅子が動いて被災職員が落下し，その際に机の角に左側頭部を強打したもの。	左慢性硬膜下血腫	公務上の災害
3	地域政策局	帰宅のため庁舎からすぐの場所にあるスロープから出ようとしたところ，雨の影響で点字ブロックが滑りやすくなっており，足を踏み入れた瞬間，足が滑って転倒し，臀部を強打したもの。	仙骨骨折，腰部打撲	公務上の災害
4	総務局	調査区内の商業ビルの階段を上っている途中，階段で右足が躓いて転倒しそうになり，その勢いで左足を強く踏ん張った際に，足が開いた状態で左足が滑り，全体重が左足の股関節にかかったことにより左股関節を痛めたもの。	左大腿骨近位部骨挫傷	公務上の災害
5	土木建築局 建設事務所	出勤のため，自宅を出てバス停に向かう途中，歩道側へ横断しようとしたところ左右から車が来ていたため通過するのを待っていたが，道路は2台が離合するのにぎりぎりの幅員のため，余裕をもって離合できるよう1歩下がった際に段差に躓いたもの。	左足関節捻挫	通勤災害 該当